

## 会員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、やっちら保健室運営協議会（以下、本会という）の会員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し必要な事項を定めること目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、本会の会員に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 会員は、名目又は形態の如何を問わず、その入会后、新たに本会以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合は、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本会と会員との利益が相反する可能性がある場合に関しても前項と同様とする。

3 会員は、原則として、利益が相反する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第4条 前条の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、コンプライアンス担当理事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本会との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、令和4年5月29日から施行する。